

一般乗合旅客自動車運送事業運送約款及びICカード関係規程の変更について

標記規定を下記のとおり変更いたします。

記

1. 変更する規程

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業運送約款
- (2) IC証票取扱規則
- (3) hanica 取扱規則

2. 変更の効力発生日

2021年6月1日

3. 変更の内容

【一般乗合旅客自動車運送事業運送約款】

変更箇所：\_\_\_\_\_

| 変更後  | 変更前  |
|--|--|
| <p>(運賃の割引)</p> <p><b>第24条</b> 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。</p> <p>一～二 (省略)</p> <p><b>三</b> <u>第一号に規定する手帳の呈示以外の本人確認方法として国土交通省及び当社が認める方法であって、第一号に規定する手帳に記載されている情報を取り込んだ携帯型端末の画面を呈示したとき(ただし、当社が取り扱いを認める路線に限る)</u></p> <p>2 前項の介護人又は付添人の割引は、当社において介護又は付添いの必要を認めた場合に限りります。</p> | <p>(運賃の割引)</p> <p><b>第24条</b> 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、運賃を割り引きます。</p> <p>一～二 (省略)</p> <p>2 前項の介護人又は付添人の割引は、当社において介護又は付添いの必要を認めた場合に限りります。</p> |

【IC証票取扱規則】

変更箇所：\_\_\_\_\_

| 変更後  | 変更前  |
|--|--|
| <p>(使用上の制限事項)</p> <p><b>第17条</b> 使用者が記名式であるIC証票(以下「記名式IC証票」という。)は、当該IC証票の記名人以外の旅客が使用することはできません。また、使用者が記名式でないIC証票(以下「持参人式IC証票」という。)は当該IC証票を持参する旅客1名が使用できます。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第10条に規定するIC証票のうち、第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード(以下「特割ICカード」</p> | <p>(使用上の制限事項)</p> <p><b>第17条</b> 使用者が記名式であるIC証票(以下「記名式IC証票」という。)は、当該IC証票の記名人以外の旅客が使用することはできません。また、使用者が記名式でないIC証票(以下「持参人式IC証票」という。)は当該IC証票を持参する旅客1名が使用できます。</p> <p>2～5 省略</p> <p>6 第10条に規定するIC証票のうち、第1種身体障がい者・介護者、及び第1種知的障がい者・介護者用特別割引ICカード(以下「特割ICカード」</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>という。)については、第1項から第5項の規定によるところのほか、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 本人用カードを使用する記名人は、降車する際（運賃を支払う前）に、運送約款第24条第1項第1号に規定する手帳（<u>運送約款第24条第1項第3号に規定する本人確認方法を含む</u>）を当社の乗務員に提示しなければなりません。</p> <p>(2) ～ (8) 省略</p> | <p>という。)については、第1項から第5項の規定によるところのほか、次の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 本人用カードを使用する記名人は、降車する際（運賃を支払う前）に、運送約款第24条第1項第1号に規定する手帳を当社の乗務員に提示しなければなりません。</p> <p>(2) ～ (8) 省略</p> |
|--|---|

【hanica 取扱規則】

変更箇所： \_\_\_\_\_

| 変更後  | 変更前   |
|--|---|
| <p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) 「特割カード」とは、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者もしくは都道府県知事（政令指定都市または中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者であって、その手帳（<u>運送約款第24条第1項第3号に規定する本人確認方法を含む</u>）を提示し、または市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出する旅客に対して発売するICカード乗車券をいいます。</p> <p>(4) ～ (15) 省略</p> | <p>(用語の定義)</p> <p><b>第3条</b> この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) 「特割カード」とは、身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者もしくは都道府県知事（政令指定都市または中核市にあっては、市長）の発行する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者であって、その手帳を提示し、または市町村長の発行する所定の運賃割引証を提出する旅客に対して発売するICカード乗車券をいいます。</p> <p>(4) ～ (15) 省略</p> |

以上